

災害救助法概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。（法定受託事務）
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

3. 救助の種類

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の設置 ○ 応急仮設住宅の供与 ○ 炊き出しその他による食品の給与 ○ 飲料水の供給 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 ○ 医療・助産 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 死体の捜索・処理 ○ 障害物の除去 |
|--|---|

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**（令第1条第1項第4号）

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

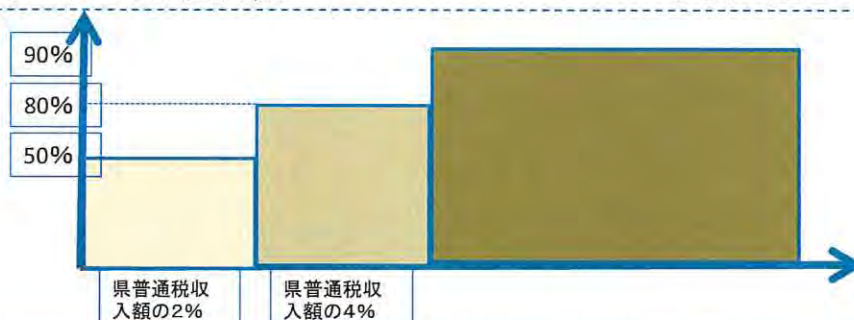
救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※ 平成25年内閣府告示第228号）

(2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。**

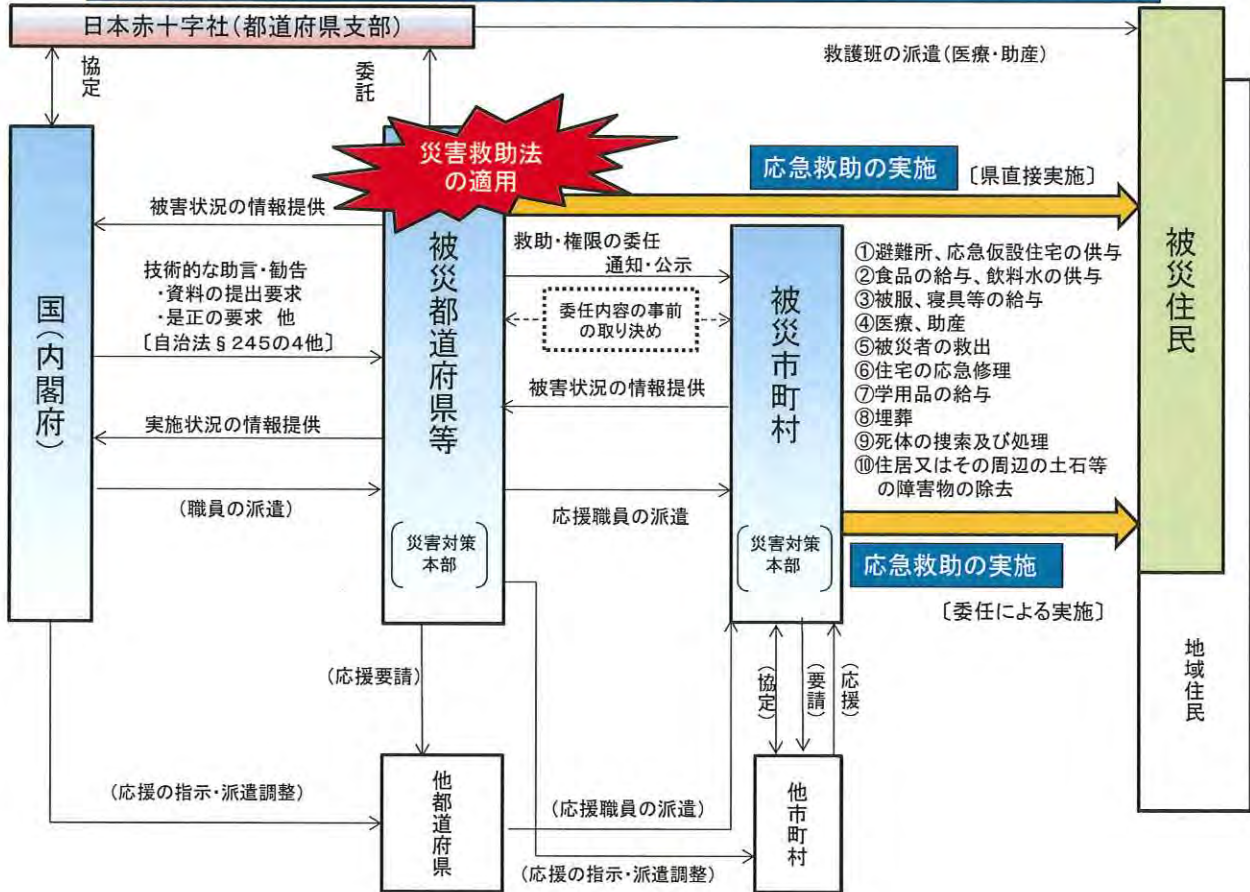
6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→ 50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→ 80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→ 90 / 100



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

救助の実施概念図



災害救助法の基本原則

○ 平等の原則

- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

○ 必要即応の原則

- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

○ 現物給付の原則

- ・ 災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いことから、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

○ 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

○ 職権救助の原則

- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

■ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならない。

(災害対策基本法第九十条の二)

■ 災害の被害認定基準(平成13年内閣府政策統括官(防災担当)通知)

・災害時の被害状況の報告のため通達等で定めていた判断基準(「住家全壊」「住家半壊」等)について、各省庁に差異があつたことから、昭和43年に統一(平成13年改定)

48

被害の程度	住家全壊	住家半壊	
		大規模半壊	その他
損害基準判定(住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、平成30年最終改定)

・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの

重点番号30: 災害に係る住家の被害認定基準運用指針における
混構造住家の判定方法の明確化(内閣府)

『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』は、住家を以下の2種類に大別し調査方法を提示

■木造・プレハブ(※)

- ・在来工法(軸組工法)による木造住宅
- ・枠組壁工法による住宅
- ・木質系プレハブ住宅
- ・鉄骨系プレハブ住宅

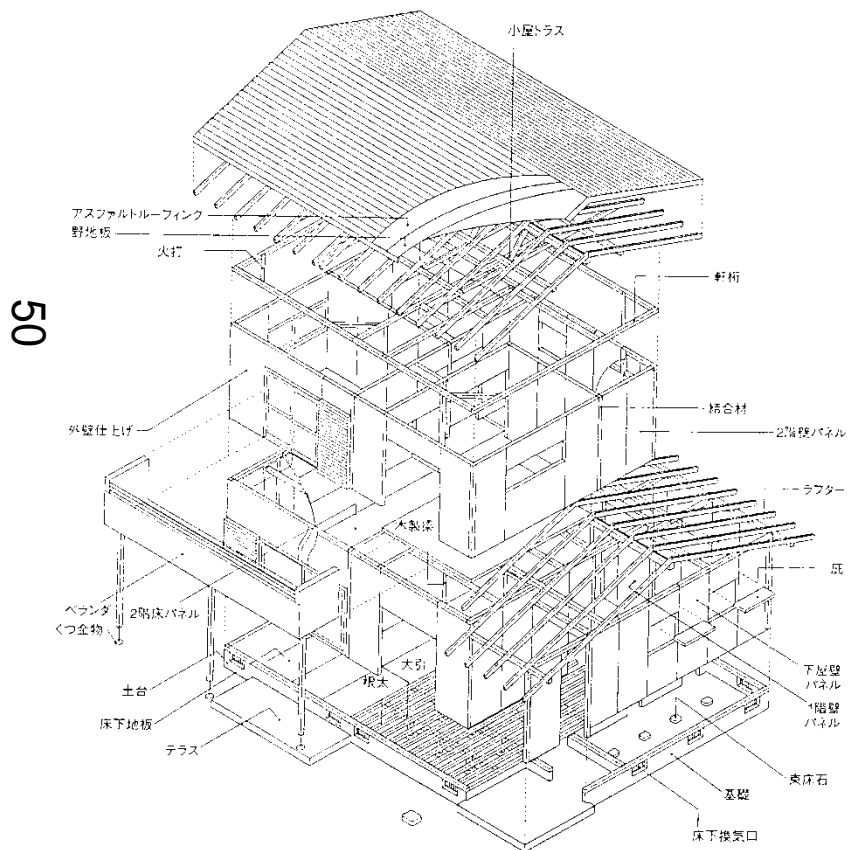
※プレハブ: 主要構造物に工業生産による規格化された部材を用い、組立工法等簡易な施工方法で建設するもの。

■非木造

- ・鉄骨造
- ・鉄筋コンクリート造

<木造・プレハブの例>

木質系プレハブ工法



<非木造の例>

鉄筋コンクリート造

